

## 【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患による欠席報告について】

下記の表を参考に報告書に必要事項を記入し、インフルエンザの罹患がわかる検査結果や薬の説明書の写しを添付して担任へ提出してください。

### 出席停止について

インフルエンザ:発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児にあっては、3 日)を経過するまで  
 新型コロナウイルス感染症:発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

学校保健安全法施行規則第 19 条 令和 5 年 5 月 8 日一部改正

なお、学校を欠席した期間と校長が指示する出席停止期間は必ず一致するものではありません。

### 出席停止期間の例

|     | 発症 0 日目 | 発症 1 日目 | 発症 2 日目     | 発症 3 日目     | 発症 4 日目 | 発症 5 日目     | 発症 6 日目     | 発症 7 日目 |
|-----|---------|---------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|---------|
| 例 1 | 発熱      | 解熱      | 解熱後<br>1 日目 | 解熱後<br>2 日目 |         |             |             |         |
|     | 出席停止    | 出席停止    | 出席停止        | 出席停止        | 出席停止    | 出席停止        | 登校可能        |         |
| 例 2 | 発熱      | 発熱      | 発熱          | 発熱          | 解熱      | 解熱後<br>1 日目 | 解熱後<br>2 日目 |         |
|     | 出席停止    | 出席停止    | 出席停止        | 出席停止        | 出席停止    | 出席停止        | 出席停止        | 登校可能    |

\*「発症した後5日」は発症日を0日とし、最短でも発症した後5日は出席停止となります(6日目から登校可能)。

\*「解熱した後2日」は解熱した日を0日とし、その後2日は出席停止となります。

※出席停止期間が定期・課題考査に掛かる場合は、他の病気欠席と同様に罹患証明依頼書(八日市様式1)を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

### インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患による欠席報告書

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 発症した日<br>(発熱などの症状が見られた日)              | 年 月 日   |
| 医療機関受診日                               | 年 月 日   |
| 受診した医療機関<br>(病院・医院の名称)                |   |
| 診断された病名<br>(A または B を記入。型が不明の場合は記入不要) | <input type="checkbox"/> インフルエンザ 型<br><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症 |

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の罹患がわかる検査結果や薬の説明書の写し等を添付してください。

滋賀県立八日市高等学校長 様

医師の指示に従い、学校を欠席(自宅療養)したことを上記のとおり報告します。

年 月 日

年 組 名前

保護者等名

印